

議案第59号

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「（水道事業及び下水道事業の設置）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図るため下水道事業を設置する。

第8条中「ついて」を「関し」に、「これを」を「別に」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

第3条第2項中「水道事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項中「給水区域、給水人口、1日最大給水量等」

を「給水区域等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 給水区域 天理市全域のうち厚生労働大臣の認可を得た区域
- (2) 給水人口 70,000人
- (3) 1日最大給水量 38,845立方メートル

第2条に次の1項を加える。

3 下水道事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業(雨水に係るものを除く。)
  - ア 計画排水区域面積 3,926ヘクタール
  - イ 計画排水人口 87,000人
- (2) 農業集落排水事業
  - ア 排水処理計画面積 82.2ヘクタール
  - イ 排水処理計画人口 2,710人

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(天理市情報公開条例の一部改正)
- 2 天理市情報公開条例(平成9年12月天理市条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。  
(天理市個人情報保護条例の一部改正)
- 3 天理市個人情報保護条例(平成15年12月天理市条例第40号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。  
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

- 4 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び副市長」を「、副市長及び上下水道事業管理者」に改める。

(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 5 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表甲の項中

「

副市長 教育長
------------

」を「

副市長 教育長 上下水道事業管理者
-------------------------

」に改める。

(天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第4条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第20条中「ついて」を「関し」に、「これを」を「別に」に改める。

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

- 7 天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「天理市水道事業の設置等に関する条例」を「天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同条第2項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第39条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

(天理市水道水源保護条例の一部改正)

8 天理市水道水源保護条例（平成14年6月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。